

新環政第812号

平成25年2月20日

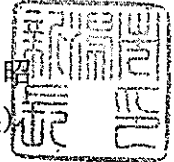
国土交通省北陸地方整備局長

橋場 克司 様

(北陸地方整備局新潟港湾・空港整備事務所経由)

新潟市長 篠田 昭

(担当：環境政策課)



環境影響評価準備書に対する意見について (通知)

平成24年10月4日付けで送付された、「新潟港(西港区)公有水面埋立事業環境影響評価準備書」について、環境影響評価法第20条第4項の規定に基づき、環境保全の見地から下記のとおり意見を述べます。

記

1 騒音及び振動について

入舟地区に建設が予定されている浚渫土排送設備について、当該設備の諸元が既に決定している場合には、その稼働における騒音及び振動の予測・評価を追加実施し、評価書に記載すること。当該設備の諸元が将来において決定される場合は、その設計において騒音及び振動の抑制に十分配慮するとともに、当該設備の稼働後において、直近の住宅における騒音の環境基準の達成状況及び騒音・振動の規制基準の適合状況を確認することとし、併せてその計画を評価書に記載すること。

2 地形及び地質について

事業実施により埋立地と阿賀野川河口の間の汀線が、10年で2m弱後退すると予測されていることから、実施可能な範囲内で、汀線変化への影響を最小限にとどめる対策を講ずること。

3 人と自然とのふれあい活動の場について

事業予定地に隣接する「船江町海水浴場」における「漂着ごみ」の挙動は、周辺住民の最大の関心事であることから、事業着手後においては、その状況の把握に努めるとともに、必要な場合には対策を講ずること。

4 温室効果ガス等について

工事で使用する建設機械、工事用船舶、工事車両及び付帯施設で使用する設備機器等の選択においては、可能な限り低騒音、低振動、低排出及び省エネルギー型の採用に努めること。